

平成28年度 第2回文京区バリアフリー基本構想推進協議会

議事要旨

日 時：平成28年11月8日（火） 午前10時00分～12時00分

場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室

出席者：委員28名（うち代理7名）、幹事9名、傍聴4名、事務局5名

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	出欠		
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝	出席		
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	出席		
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	出席	
4			文京区肢体障害者福祉協会	中村 雄介	出席	
5			文京区内部疾患友の会	田中 誠一郎	出席	
6			文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	出席	
7			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	欠席	
8			文京区家族会	前山 栄江	欠席	
9			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	出席	
10			高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子	出席
11			商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉	出席
12	町会	文京区町会連合会	諸留 和夫	出席		
13	地域員	文京区民生委員児童委員協議会	水野 妙子	欠席		
14	公募		猿渡 達明	出席		
15	公募		土岐 悦康	出席		
16	公募		西村 久子	出席		
17	公募		井本 佐保里	出席		
18	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	笠間 雅弘	出席	
19		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 馨一	代理	
20	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	三條 憲一	代理	
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦	出席	
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一	出席	
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功	欠席	
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良	出席	
25	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	高橋 勝久	出席	
26			本富士警察署 交通課長	馬渡 幸一	代理	
27			駒込警察署 交通課長	岡本 明治	出席	
28	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	木津 和久	代理	
29			東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	生越 啓史	代理	
30		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	島崎 健一	代理	
31		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光	出席	
32	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修	代理		

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名	出欠
1	文京区企画政策部長	吉岡 利行	出席
2	文京区福祉部長	須藤 直子	出席
3	文京区都市計画部長	中島 均	出席
4	文京区土木部長	中村 賢司	出席
5	文京区企画政策部企画課長 事務取扱 企画政策部参事	加藤 裕一	欠席
6	文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	横山 尚人	出席
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸	出席
8	文京区福祉部障害福祉課長	中島 一浩	出席
9	文京区都市計画部都市計画課長	鶴沼 秀之	出席
10	文京区土木部管理課長 事務取扱 土木部参事	小野 光幸	出席

会議次第：

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 第1回推進協議会以降の検討状況について
 - (2) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（素案）について
 - (3) その他
- 3 閉会

配付資料：

- ・ 次第
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 資料1 第1回推進協議会以降の検討状況
- ・ 資料2 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】（素案）
- ・ 資料3 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】概要版（素案）
- ・ 参考資料 まち歩きワークショップ 現地確認シートのまとめ

議事要旨：

1 開会

- ・都市計画課長により開会。
- ・委員出欠状況の確認。
- ・配付資料の確認。

2 議題

(1) 第1回推進協議会以降の検討状況について

- ・事務局より資料1・参考資料を説明。

元田会長：ただいまの説明についてご質問・ご意見があればお願いします。委員の中にもまち歩きワークショップに参加された方がいらっしゃいます。ご協力ありがとうございました。ご質問等がないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

(2) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（素案）について

- ・事務局より資料2・資料3を説明。

元田会長：ご質問・ご意見があればお願いします。

諸留委員：特定事業は、お金を出せばすぐできるものもあるのかもしれませんが、長いスパンで考えられるものなので、建築物については新設の際は新しい規格であったものが、時間の経過とともに古い規格になってしまうという問題があります。また、建築物を新設する際は、建築物の高さの基準点である設計地盤面を決めるとは思いますが、その時に道路の計画を知ることができれば地盤面を合わせて設定できると思います。そのあたりの調整を道路課と建築指導課とで行う仕組みがあるのでしょうか。大塚三丁目の春日通り沿いにある店の前は、道路にすり付けるために急勾配になっています。そのせいか、視覚障害者誘導用ブロックが緩やかな勾配の方に設置されています。利用している視覚障害者の方にとっては、場所によって非常に不便で危険なこともあると思います。今後も建築物が新設されていくと思いますが、道路との勾配について事前に道路課と建築指導課との間でしっかりと調整をしていただけないでしょうか。巻石通りもバリアフリー化の整備を進めていますが、他の建物との兼ね合いも影響してくると思いますので、早め早めに調整してほしいです。

事務局：おっしゃるとおりだと思います。そういった課題はあると思いますが、建築物と道路ではどうしても整備の実施時期がずれてしまいます。巻石通りのように既成市街地の中でバリアフリー化していく場合、後で整備する事業主体が、その状況に合わせて考慮するしかないというのが実態です。事前に明らかになっているものであれば、説明して合わせてくださいとお願いできます。そこがバリアフリー基本構想の趣旨でもあるので、情報を明らかにしておくためにもおおよその実施時期をこういう表現で示させていただいています。バリアフリー基本構想を活用して、事業者間の連携が図れるのではないかと考えています。情報としては十分でないところもありますが、積極的に使う過程で工夫していければと思います。今後も皆様の意見や調整した結果を踏まえ、PDCAサイクルに合わせて特定事業の表現も工夫していくことで、諸留委員のご懸念に応えられるのではないかと考えています。

諸留委員：確認申請が民間の建築確認検査機関でもできるようになりましたが、そういった調整は情報を持っていないとできません。設計者が手続きを進めた後で不都合が生じないように、区役所に打合せに来る際には明確な回答ができるように、情報を共有してほしいです。

吉田委員：道路の特定事業に、歩車道の段差の解消とありますが、2cmの段差は確保されるのでしょうか。

か。また、温暖化対策や緑化との関係はどのように考えているのでしょうか。既に緑化整備されているところを、バリアフリー整備の過程で掘り返してしまうようなことがあるのでしょうか。

佐久間委員：歩車道の2cmの段差は基本的に確保しますが、0cmから2cmの斜めのブロックもあります。車いすのタイヤが通る部分だけ段差を0cmにしているようなバリアフリーに配慮されたブロックなども、状況に応じて使っていきます。

橋本（春）委員：「東京都道路バリアフリー推進計画」では、歩車道の段差は標準2cmと決めています。

橋本（万）委員：緑化につきましては、道路の街路樹は道路付属物として、道路の整備計画の中で確保していく形を取っています。

佐藤委員：道路の話が出たのでお願いしたいのですが、側溝の整備や水道工事など、歩道の掘り返しを絶え間なく行っているため、道路が凸凹になっています。車いすを使う方や高齢者の方が大変だと思いますので、そのような整備を一度に済ませるような連携はできないのでしょうか。

佐久間委員：道路整備をする際には調整会議を行い、地下に埋まっている水道管や下水管などの移設工事を先行して実施し、道路整備後は掘削禁止期間を設けています。佐藤委員のご指摘は、埋設物工事と道路整備の間の、仮復旧時の段差等が気になるということだと思います。バリアフリー基本構想では、工事中や仮復旧中のバリアフリーにも配慮するという記載をしておりますので、十分配慮していきたいと思います。

土岐委員：佐藤委員のお話がありましたが、23ページに舗装等のがたつき、段差の解消という表現があります。各事業主体の道路管理の方針として必要な実態だと思います。都道や国道には記載がありませんが、意識を合わせた方が良いのではないのでしょうか。事業内容の中で、舗装材料の再検討と記載されています。例えば、東大前の本郷通りの一部では、比較的スムーズに通行できる部分がありますが、多くの箇所はそうではありません。ここで表現されるものは、そういった箇所を改善することでしょうか。

佐久間委員：舗装については密粒や透水性、排水性舗装など様々なものがあり、滑り止めやブロックのサイズも含めて検討していきます。

橋本（春）委員：都道部分については、18ページの都道共通事項として、維持管理によって、がたつき等の補修を継続して進めることを位置付けています。

高木委員代理：本郷通りにながたつきがあることは聞いております。他部署で対応を検討していますので、確認し、次回に報告できればと思っています。

土岐委員：3点ばかり指摘・提案させていただきます。地下鉄の路線の乗換経路上で、階の移動がありますが、連絡経路では管理主体が違う場合があります。それぞれ、施設をつなぐ意識の中で工夫されているところもありますが、バリアフリールートが一部欠けていたり、経路が長くなる場所があります。飯田橋駅では、他区にもまたがりませんが、バリアフリーでの乗換経路がかなり離れてしまいます。下りのエスカレーターがないところがあるので、改善の対象になるのではないかと思います。

上下移動について、歩道橋などの横断施設では自転車用のスロープはあっても、エレベーターが設置されているものがほとんどありません。一般の方に歩道橋が必要で設置されているのであれば、車いす対応のものも必要だと感じています。

シビックセンターの前の春日駅前バス停は、4路線くらい運行していますが、待っている人や乗降者と歩行者との錯綜があります。これは提案ですが、シビックセンターの敷地を削って待機空間を確保することはいかがでしょうか。

元田会長：地下鉄の乗換については、東京地下鉄株式会社からお願いします。

階上委員代理：今のご意見については、JRとの乗換の案内が悪いということによろしいでしょうか。

土岐委員：JRとの連絡もありますが、全体の交通機関との連絡経路ということで、関係者が集まって協議しないと解決しないと思います。課題として指摘があると受け止めていただいて、整備に向けて検討していただく必要があると思います。改善できれば移動円滑化の象徴的なケースになるのではという意味合いで指摘しました。

階上委員代理：案内表示の見直しも検討しており、意見も踏まえ検討していきたいと思います。

藤塚委員代理：ご指摘のとおり、春日駅でも都営三田線と都営大江戸線の改札内での乗り換えには段差があります。平面的につなげられなかった事情がありますが、まずは東京メトロと同様に案内の充実に努めたいと思います。シビックセンターへの案内もわかりにくいという指摘もありましたが、特定事業に、改善に向けた取組を掲載しています。

元田会長：下りのエスカレーターの設置についてはいかがでしょうか。

階上委員代理：大規模な改修の機会があれば検討したいと思いますが、現状では限られた幅員の中で下りエスカレーターを入れると、階段幅が狭くなってしまいます。地上部分も含めた改修も計画が立っていない状況ですので、ご意見として承って改善に努めたいと思います。

事務局：春日駅では東京メトロの利用者も都営の改札から出入りできる、改札通過サービスといった連携をしていると記憶しています。ハード面の取組で象徴的だったのは九段下駅で、東京メトロ半蔵門線と都営新宿線が以前は壁で分けられていたものをホーム間で乗り換えできるようにしました。そのようなハード面の対応が難しくても改札通過サービスのようなソフト的な対応は、知恵と工夫で取り組めることがあります。

藤塚委員代理：九段下駅では改札を経由せず半蔵門線と新宿線の乗り換えができるようになりました。後楽園駅と春日駅については、乗換専用改札を経由する必要があります。今後もソフト的な対応を東京メトロと協議して進めていきます。

佐藤委員：都営大江戸線などは、比較的新しい地下鉄ですが、上りはあるが下りのエスカレーターがほとんどありません。エスカレーターは設置できないと言われますが、飯田橋駅から東京新宿メディカルセンター（旧東京厚生年金病院）へ行くのに、エスカレーターがなくて苦労している方がいます。設置できるようであれば、付けていただきたいです。

猿渡委員：私は色々な研修に出たりしています。バリアフリー新法とは言いつつも制定から時間も経過し、整備がされてきてはいますが、向丘地域活動センターではだれでもトイレが狭くて転回できないし、新設の文京総合福祉センターでもトイレに入りにくいものがあります。

また、巻石通りは狭さなどの問題はありますが、B-グルで文京総合福祉センターへ乗り入れるようにしてほしいと思います。江戸川橋駅方面やバス停からも案内が少なくわかりにくいといった問題があります。住居表示の案内なども必要だと思います。

東京メトロの16000系電車では、最近、各車両に車いすスペースが設けられるようになりました。横浜市営地下鉄のグリーンラインはすべてのドアから車いすが自分で乗れるようになっています。ホームの嵩上げやカーブ区間でのスロープ対応などをしてもらいたいです。エレベーターについてですが、11人乗りのものが1基だけだと混んでしまうので、大きい規格のものが順次設置されるとありがたいです。

藤塚委員代理：ご指摘のとおり、ホームと車両間の段差解消は課題として認識しています。文京区内の事例ではありませんが、都営新宿線ではホームドアの整備に合わせて、ホームと車両の段差解消を検討しているところです。すでにホームドアが設置されている大江戸線などでは難しく、駅員が渡し板

で対応しています。また、エレベーターの11人乗りは現状基準の最低基準で確保してきたものですが、今後設置するエレベーターについては可能な限り15人乗り以上のもので整備していきたいと思っています。

猿渡委員：工事中の駅ではステッピングカー対応となっているところがありますが、ステッピングカーでは大きめの車いすは対応できないので、車いす対応エスカレーターにしてもらいたいです。相鉄線などでは、福祉バスを出して一駅間の送迎をしている駅もあるので、大規模工事により上下移動ができないところがあれば、そういう施策を考えていただけると助かります。

三宅委員：上下移動では下り階段のほうがつらいので、エスカレーターについては上りよりも下りがあると良いと思うことがあります。階段利用のおかげで筋肉がついて良い面もあり、個人により捉え方も異なります。ホームでの乗降では、人的対応で駅員の方が側についていただいたほうが安心だし、安全面で良いかと思います。

また、道路が良くなれば自転車対応など交通安全の施策も出てくると思います。

まち歩きワークショップで見学した東京ドームについては、座席までの階段部分に支えとなるものがあれば、高齢者も安心して上り下りができると思います。

電柱・電線の問題では、地中化されているところがあって、素敵なまちづくりの先端だと感心しました。土地があまり広くない中で難しいとは思いますが、実現できたら雰囲気が良くなると思いました。

野上委員：地下鉄と道路の件ですが、白山駅付近に高校ができたことで混雑するようになりました。通学時間帯は1,200~1,300人程度が一気に駅から出てくるため、警備員が指導していますが、ぶつかってしまいます。歩道も狭いので心配しているところです。商店街連合会では防犯カメラを付ける取組をしています。地下鉄は、ホームから改札までは行けますが、地上に出るのに階段による昇降が多いです。白山駅のエレベーターは人の動きの少ない方に設置されており、人の多い動線上にエレベーターを付けてほしいです。

元田会長：歩道橋の話がありましたが、いかがでしょうか。

佐久間委員：区が管理している横断歩道橋は2橋ありますが、設置のスペースや維持管理の問題がありすぐにバリアフリー化できるものではありません。しかし、順天堂医院の間の区道にある横断歩道橋のように、順天堂の敷地の中からエレベーターを利用できるようになっているところもあります。今後は横断歩道橋の必要性も含め検討していくものと考えています。

橋本（春）委員：素案にある都道部分には、白山通りにおける自転車利用者へのルール・マナーの啓発を記載しています。また、言問通りには、歩道上の看板放置への指導の実施を記載しています。これらの取組は、他の都道でも実施しているところであり、都道によって取組が異なるイメージを持たれる可能性があるため、後日、事務局と調整し、共通項目のところに事業内容を取りまとめていきたいと考えています。なお、言問通りの事業内容の中で、自転車走行空間の整備とありますが、現計画では白山通りで整備される内容ですので、そのように修正したいと思います。

事務局：シビックセンター前のバス停の件については、他でもご指摘を頂きました。シビックセンター側の空間は花壇に見えていますが、地下鉄の給気塔なので、道路部分を広げると給気と排気ができなくなるため断念した経緯があります。それぞれの事業者が連携して、対策を何とか考えられればと思います。都道の特定事業の記載については、調整が十分できていない部分がありますので、橋本委員と再度協議します。

諸留委員：春日駅前のバス停について、全部で4系統あると思いますが1つのバス停で対応しています。

混雑しているのでバス停をいくつかに分けることはできないのでしょうか。

山口委員代理：現在4系統走っており、大塚駅前行きの上60については、別のバスバスを使っていきます。スペースの問題から、これ以上バスバスを増やすのは難しいと思います。乗降スペースの混雑については、当該部分の春日通りを管理されている東京国道事務所からもお話があり、錦糸町方面については、停留所付近の安全対策として通行者に対して配慮を促す貼り紙をさせていただいたところでは。

猿渡委員：区民センターでは、フミコムに入れるようになりましたが、車いすでは一回外に出て回らないといけないので、可能であれば車いす用階段昇降機を付けてほしいです。シビックセンター周辺は再開発の工事の影響で移動しづらく、どこを通れば安全なのかがわかりにくいです。再開発に合わせて、1階の店舗は入りやすいようにしてほしいです。また、電線類の地中化を考えているのでしょうか。

事務局：区民センターについては改修しましたが建替えたわけではないので、縦の動線は変わりません。利用者視点で内部の再配置を行い、従前よりは使いやすくなったと思います。都営三田線の春日駅は古いため、できることが限られています。エレベーターの整備を計画していますが施工の難易度が高く、実現に向けてはもう少しお待ちいただければと思います。

猿渡委員：区民センターのトイレの問題はあると思いますが、2階のトイレがすごく狭いです。人が多いのに、大きめのものが設置できなかったのでしょうか。3階は広いトイレがありますが、そこまでの移動が大変です。また、多目的トイレは自動扉化してほしいです。

元田会長：要望があるということですのでよろしくお願いします。

事務局：再開発は都市計画部が担当していますが、道路と一体のものではなく、民間の敷地内で完結しているものです。電線類地中化とは別の計画で進んでおり、連携していく予定はありません。

橋本（春）委員：「東京都無電柱化推進計画」では、センター・コア・エリア内は平成31年度までに実施することになっています。文京区内では目白通り、千川通りについて整備していく予定です。

田中（誠）委員：特定事業がすべて実施されれば、バリアフリー化が点から面に広がり、素晴らしいまちになると思います。実施時期についてですが、やる気のある事業者だけが短期、中期で設定し、それ以外のところは長期で設定しているのでしょうか。実施したら区に届け出るなどの仕組みはあるのでしょうか。長期に位置付けたものの実効性をどう確保するのか懸念があります。

事務局：特定事業の実施については認可や審査などの仕組みはありません。別途、整備を行うにあたって関係省庁に対して行う個別の申請などはあるかと思います。特定事業の進捗は、素案の第3章に記載のとおり、区が責任を持って誘導、啓発していくという制度になっています。特定事業の実施をより着実に進めるため、来年度予算では事業実施にあたっての補助も検討しています。この推進協議会にもお付き合いいただき、区と皆様とで責任を持って見守り、事業者の方に取り組んでもらいます。

土岐委員：バリアフリー基本構想が都市マスタープランとリンクするのであれば、再開発事業関連についても何らかの形で位置付け、記載する意義があると思います。民間事業者が事業者となり進められているなかで、バリアフリーや歩行者ネットワークの整備ということで意識を持って取り込んでいくことが必要だと思います。

この重点整備地区別計画は三期に分けて実施するということであるため、現在、既に整備済みのものもあるとは思いますが、完成後のステージプランをプロットした全体のマップで表現していただくと、進捗状況の把握ができるのではないかと思います。ぜひご検討いただきたいです。施設管理者がバリアフリー整備を考えるうえでの検討材料になるのではないのでしょうか。

事務局：都市マスタープランには再開発事業は都市核の事業として位置付けています。ご指摘の点は、

地域のまちづくりの計画を立てて、準備組合を立ち上げて、バリアフリー基本構想の位置付けよりも早く進んでおり、協議して進んでいます。例えば、地下鉄の連結やグリーンバレー整備などが検討されています。また、帰宅困難者対策なども合わせて検討されています。位置付けても問題ありませんが、平成 32 年～33 年の完成を予定しており、バリアフリー基本構想では竣工予定の施設の特定事業は入れていないので記載していません。事業のプロット図については、平成 32 年に予定しているバリアフリー基本構想の中間評価に合わせて作成するなど、より適切な評価ができるよう検討します。

井本委員：道路の件で伺いたいのですが、道路の整備の項目の中で自転車走行空間整備の記述があるものとないものがあります。記述がない路線では整備を行わないと考えていいのでしょうか。長期まで終わった段階でネットワークがどのようにつながっているかがわかる図があると良いと思います。判断基準がどのようにされているか教えてくださいませんか。

橋本（春）委員：東京都では、平成 24 年度に自転車走行空間整備の推進計画を作成しています。この中で優先区間を設定し整備しています。文京区では白山通りで整備を進めていくことになっており、現在、事業中です。

元田会長：文京区には自転車ネットワーク計画はないのでしょうか。自転車道の整備については、自転車を使う人がどのような経路を使うかを検討して整備しないと使いにくいものになります。外国ではとにかく繋げようというつくり方をしています。ナビマークという法定外表示がありますが、このような計画は入らないのでしょうか。

橋本（春）委員：自転車走行空間の整備の中に、ナビマークの内容も含んでいます。

佐久間委員：自転車走行空間について、単独では計画の検討はされていませんが、バリアフリー基本構想の中で、歩道がある区道を整備する際の配慮事項として、自転車走行空間の整備を推進するように記載しています。バリアフリー基本構想を踏まえ、ネットワーク化するための検討も進めたいと思います。

高橋委員：自転車道が整備できれば一番良いですが、十分な幅員がなければどうしても専用レーンか、広幅員歩道であれば通行位置の明示をするかなどという検討がされます。巻石通りなど歩道が狭い場合などでは、車道で自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を示すナビマークを付けて安全を確保します。本来は、内部的な基準からすると巻石通りは車道の幅員が足りていないのですが、安全性を考え、付けることにしました。このように、自転車走行空間は全体のバランスを考えて整備をすすめるものです。

西村委員：皆さんの意見と回答を聞いていて、前回にも増して前向きにこの計画ができていくように感じました。

中村委員：見える形で、一つひとつ実現していくことに感謝と希望を持って聞いていました。資料の中に、心のバリアフリーという言葉がありますが、これは人の内面の問題です。私は、以前はこういった場に出ることがありませんでしたが、今日は一駅電車に乗ってきました。車いすで地下鉄に乗るときに駅員さんがプレートで乗りやすくしてくれることに感謝しています。若い駅員さんと話もできるので、来ることが楽しみになっています。個人の問題ではなく、障害者が出ていくことで理解されることにつながります。教育の場で障害者に対する理解、心の中にある問題を学んでいただき、語りかけることが心のバリアフリーにつながるのではないのでしょうか。

西出副会長：意識を高めていくことが重要で、この協議会の成果が目に見える形で現れることで、一般の方の意識が高まるというのが一番の成果ではないのでしょうか。オストメイトを使われている方の意見を聞く機会がありましたが、外見だけではわからないため、健常者が多目的トイレに入っていると

いう目で見られてしまうとのことでした。また、スーパーやコンビニ、職場など、バリアフリー基本構想の生活関連施設として載っていないけれども、本当に生活の中で必要な場所での整備が進まないという課題もあると思います。バリアフリー基本構想で直接働きかけることが難しい部分ではありますが、今回の成果がそのような意識を高めるきっかけになればと思います。

猿渡委員：サポートマネージャー研修や社会福祉協議会の総合学習などがありますが、文京区で心のバリアフリー教室はどのくらい開かれているのでしょうか。

事務局：次回までに確認しておきます。

(3) その他

事務局：本日、机上配付いたしました、「文京総合福祉センター祭りでの展示等の実施について」の資料をご覧ください。11月13日の日曜日に、文京総合福祉センター祭りにおいて、心のバリアフリーに関する区民意見の収集などを行う予定です。その他、基幹相談支援センターが実施する啓発講演の中でも、バリアフリーの取組について紹介する予定です。お近くにお越しの際はご参加いただければと思います。

元田会長：全体を通して、他に意見がございいますか。

諸留委員：地下鉄駅における上り下りのエスカレーターの話がありましたが、上り下りどちらか一方しかないといった問題が生じないためにも、エレベーターの設置を考えてほしいです。用地確保の問題が大きいとは思いますが、検討いただければと思います。

元田会長：それでは、以上で協議を終了いたします。今後について、事務局から何かございいますか。

3 閉会

事務局：本日ご協議いただいたこの素案について、お気づきの点がございましたら、11月中を目途にご意見をいただければと思います。

次回の協議会は、来年1月23日の月曜日、午前10時から12時まで、この会場での開催を予定しています。以上です。

元田会長：以上で、本日の日程は終了しましたので、協議会を閉会します。皆さま、本日はお疲れ様でした。

以上

(以下、協議会後に文書にてご提出いただいた意見です。)

新井委員：聴覚障害者は、昔の教育方法の影響で読み書きが苦手な人たちもいます。従って、障害福祉課が手話通訳者を派遣するだけでなく、他区のように手話通訳者を窓口等に配置していただきたいです。特に、区役所等の公的機関に手話通訳者がいれば、いつでも情報にアクセスすることができます。

聴覚障害者がエレベーター等にひとりで乗っている時に災害などが起こった場合、設置されているのは非常電話のみなので、状況もつかめず、助けを求めることができません。ドアホンのカメラのように視覚でわかるものを付けてほしいです。素案の44ページの、東京大学医学部附属病院の特定事業には、「エレベーターへの聴覚障害者対応設備導入」と記載されています。他の施設でも同様にそのような設備が整えられるようお願いします。

現在、手話は多くの人に認知されているものの、聴覚障害者は見た目が健常者と変わりがないため、誤解を生じるなど、不利益を被ることも少なくありません。公共交通機関や商店、区民の皆さんにも聴覚障害者に接する時の留意点などをもっと啓発し、理解を深めてほしいです。

電車やバスなどでは、文字による表示が増えてありがたいと思いますが、突然事故が起きた時など、改札口では文字による表示があるものの、車中にいた場合には相変わらずアナウンスによる情報提供だけなので、車内の電光掲示板に、状況をすぐに文字表示してもらいたいです。

手話交番といって、手話ができる警察官がいる交番もあります。文京区の関係機関の人たちにも手話を学んでほしいです。

様々な窓口には、少なくとも「耳マーク」などを置き、聴覚障害者の方が訪れた場合、筆談またはタブレットなどを使用してコミュニケーションを取れる意思表示をしてほしいです。また、UDトークや遠隔手話通訳サービス等の方法もあるので工夫してほしいです。（参考として、啓発活動の一環として東京都福祉保健局が作成した「話そう！手のことば」のパンフレットと、文京手話会 40 周年記念誌に掲載した「聞こえない人たちへの心遣い」のコピーをご提供いただきました。）